

# 事務局職員退職者手当積立金特別会計規則

1999年6月1日 制定

## (目的)

第1条 本連盟会計事務規程第3条2項に基づき、この規程を定める。

## (積み立て管理)

第2条 本連盟の事務局運営規程第32条に定める退職手当の支給に必要な資金は、この規程により  
積み立て管理するものとする。

## (予算)

第3条 理事会は毎年度当該年度に在職する事務職員本俸の平均月額の1ヶ月分相当額を一般会計  
支出予算に計上し、この規程に基づく特別会計に繰り入れて積み立てなければならない。

## (決算)

第4条 事務職員の退職により、事務局運営規程第32条に基づく退職金を支給する場合は、この規  
程に基づく特別会計より支出しなければならない。  
2 前項の措置によって支給額の財源が付則するときは、理事会に諮って、当該不足額  
を予備費  
より流用することができる。

## (資産の管理)

第5条 第3条により理積み立てた資金は、会計事務規定第3条に基づく一般会計及びその  
他の目  
的をもつ特別会計と明確に区分して管理しなければならない。  
2 前項の資金は専務理事名による銀行預金とし、別途会計簿を設けて収支を明確にし、  
かつ目  
的以外に使用かつ流用してはならない。

## (規則の改廃)

第6条 本規則の改廃は、理事会の議決による。